

# NHK受信料免除基準の変更について・市営住宅の入居申込受付

## 障害のある人を対象とした

# NHK放送受信料の免除基準が平成20年10月から変わります

### 障害のある人とは？

- ・身体障害者手帳をお持ちの人 ・療育手帳をお持ちの人
- ・医師の診断書で、所得税法または地方税法に規定する知的障害者に該当する人
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

### 従来の免除基準と新しい免除基準

区分	全額免除 〔障害者の人を世帯構成員に有する場合〕		半額免除 〔障害者の方が世帯主の場合〕	
	平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から	平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から
身体障害者	生活保護法による最低生活費の額に身体障害者特別加算額を加算した額の費用によって営まれる生活状態以下の世帯	世帯構成員全員が市民税非課税	○視覚・聴覚障害者 ○重度の肢体不自由者	○視覚・聴覚障害者(変更なし) ○重度の身体障害者(身体障害者手帳の1級または2級)
知的障害者	重度の知的障害者を構成員に有する世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税	世帯構成員全員が市民税非課税(重度以外も対象)	適用外	重度の知的障害者(療育手帳のA判定者または医師の診断書によりIQ35以下と判定された人)
精神障害者	適用外	世帯構成員全員が市民税非課税	適用外	重度の精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級)

### 受信料免除の申請手続きについて

- ・申請手続きは、NHK、市役所高齢福祉課障害福祉係および各支所市民福祉課にて受け付けております。ただし、受信契約を済まされていない人は、NHKのみの受け付けとなります。

### 【問い合わせ先】

- ・NHK視聴覚コールセンター  
0120-151515 (放送受信契約のお申し込みや転居の連絡)  
0570-077-077 (受信料についてのお問い合わせ)
- または・市役所高齢福祉課障害福祉係 ☎24-2111
- ・各支所市民福祉課  
(長浜支所) ☎52-1111 (肱川支所) ☎34-2347 (河辺支所) ☎39-2111

## 市営住宅の入居申込受付中

市営住宅の入居申し込みについて、一年に一度募集を行い入居者(その際空家が存在した場合)および補欠者順位を決定します。それ以降は随時受け付けとし、募集時の補欠順位の最後に加わり入居を待っていただきます。

### 入居申込資格

- 1 市内に住所または勤務場所を有する人
- 2 現に同居し、または同居しようとする親族がある人
- 3 市税を滞納していない人
- 4 現に住宅に困窮している人
- 5 収入基準に該当する人
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない人

### ◆抽選会参加希望者

申し込み受付期間 10月1日(水)～10月9日(木)  
抽選会 10月16日(木)

会場 大洲市役所(本庁、長浜支所、肱川支所、河辺支所)

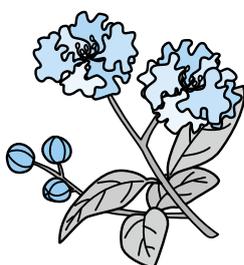
### ◆随時受付

平成20年10月10日(金)～平成21年8月31日(月)

入居・入居補欠の順位は、抽選参加者が優先されます。  
※詳しいことは、地区回覧などお知らせします。

### 【問い合わせ先】

- 市役所建設住宅課公営住宅係 ☎24-2111 (内線275)
- 長浜支所建設農林課 ☎52-1111 (内線43)
- 肱川支所建設農林課 ☎34-2347 (内線121)
- 河辺支所建設農林課 ☎39-2111 (内線136)



## 被災建築物応急危険度判定

# 大地震発生「被災建築物応急危険度判定」とは

不幸にして大きな地震が発生した場合、被災した建物がその後の余震により倒壊したり物が落下して、人命に危険をおよぼす恐れがあります。そのため、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的として、被災後すぐに、市町は被害状況を把握し被災した建築物の危険度の判定を実施することが必要であると判断したときは、知事が認めた民間の建築技術者などの協力を得て、被災建物の調査を行い、その建物が使用できるか否かを応急的に判定するものです。

そして調査の結果は、「危険」・「要注意」・「調査済」の3種類のステッカーで、建物の出入口等の見やすい場所に表示し、居住しておられる人はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建物の危険性について情報提供するものです。

なお、この調査は「り災証明」のためや「被災建物の恒久的使用の可否」を判定するなどの目的で行うものではありません。



写真：危険度判定状況



危険度ステッカー

### 【問い合わせ先】

市役所建築住宅課建築係 ☎24-2111 (内線273・274)

## 木造住宅の耐震診断

地震の被害で最も危険なのは、建物の倒壊です。逃げ遅れた人が巻き込まれてしまうケースも多く、**中国・四川大地震**では、死傷者のほとんどが建物倒壊によるものでした。

### 「大洲市木造住宅耐震事業 補助制度」の概要

建築物の地震に対する安全確保について市民の皆さんの意識向上を図り、市民が自らの財産を災害から守ることの促進を目的とし、一定の要件を満たす木造住宅について、木造住宅耐震診断事務所（愛媛県木造住宅耐震診断事務所の登録を受けた建築事務所）が、実施する耐震診断に要する費用の一部を補助する制度です。

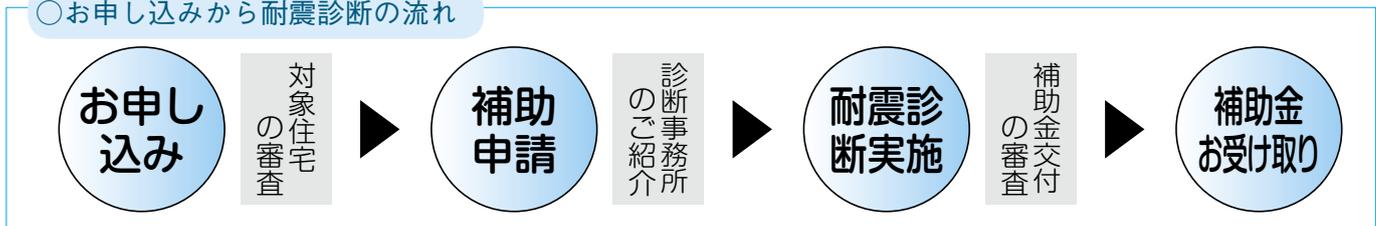
なお、耐震診断に先立って、市への補助金交付申請が必要となりますので、ご注意ください。

#### ○対象となる木造住宅

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された1戸建の木造住宅であるもの。
- (2) 構造が、次に掲げる工法以外の木造であること。
  - ①伝統構法 ②枠組み壁工法 ③丸太組工法 ④認定工法
- (3) 地上階数が2以下で、延べ面積が500平方メートル以下のもの。

○補助金の額 耐震診断に要する費用の3分の2以内の額とし、2万円を限度額とします。

#### ○お申し込みから耐震診断の流れ



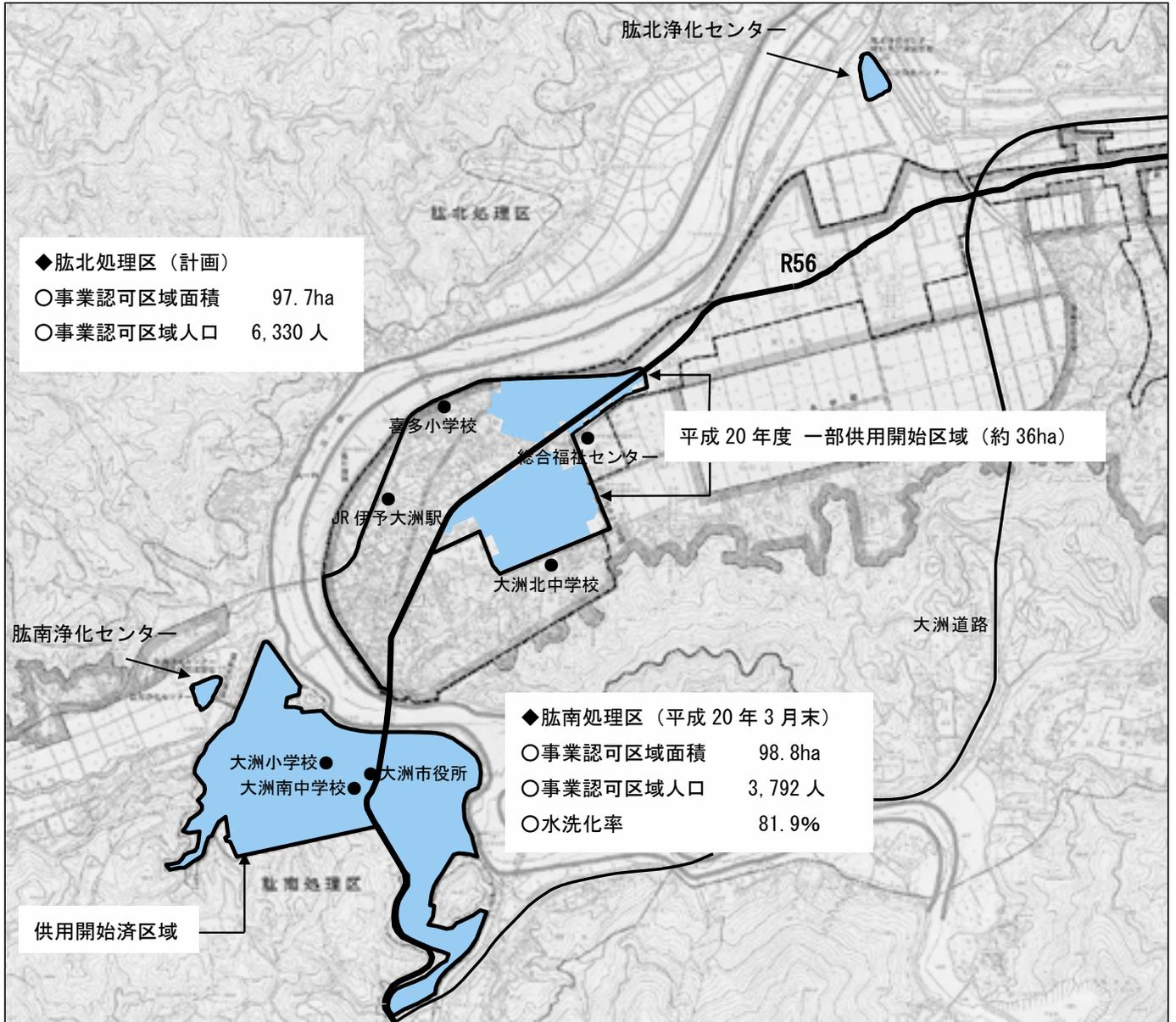
○受付期間など 期 間：9月1日(月)～11月30日(日)  
申込戸数：10戸（受付先着順）

○…お申し込み者  
■…市

【問い合わせ先】 市役所建築住宅課建築係 ☎24-2111 (内線273・274)

9月10日は、第48回 下水道の日

# やさしさと 自然を結ぶ 下水道



**公共下水道への  
接続のお願い**

公共下水道は、生活環境の改善や河川等公共用水域の水質保全など、快適で潤いのある生活環境を築くための施設です。

肱南処理区では、平成7年より供用を開始しております。また、肱北処理区についても平成20年5月12日より一部区域で供用を開始しました。まだ公共下水道に接続されていない人は、一日も早い接続をお願いいたします。

公共下水道へ接続する工事をされる人に対し、最高50万円まで市の指定する金融機関に融資をあっせんし、その利子を市が補給する「水洗便所改造資金融資あっせん制度」があります。下水道課へお気軽にご相談ください。

なお、公共下水道への接続工事を行う場合は、必ず大洲市排水設備指定工事店に申し込んでください。指定工事店は、市の公式ホームページでも確認いただけますが、詳しくは左記までお問い合わせください。

**【問い合わせ先】**

市役所下水道課管理係

☎ 24 2111 (内線255)

## 浄化槽設置補助の事前受付

# 浄化槽設置補助の事前受付を開始します！

生活雑排水による水質汚濁を防止するため、平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月19日まで）に浄化槽を設置される人に対して、費用の一部を助成する補助制度があります。希望者は、次のとおり事前申し込みを行ってください。

### 【事前申し込み期限】

平成20年9月1日（月）～平成21年3月31日（火）まで  
（受け付け時間は、土日祝祭日を除く日の8時30分から17時30分まで）

### 【申し込み方法】

転換、新築などの具体的な計画内容（場所、時期、延床面積など）がわかる資料および印鑑を市役所下水道課、または各支所市民福祉課までご持参ください。

### 【補助制度を受けられない地域】

- ・公共下水道が整備されている肱南地区の一部
- ・公共下水道が整備、若しくは計画されている肱北地区の一部

### 【申し込み・問い合わせ先】

- ・農業集落排水が整備されている八多喜地区の一部
- 市役所下水道課管理係  
☎ 24 2 1 1 1（内線 2 5 5）
- 長浜支所市民福祉課  
☎ 52 1 1 1 1（内線 5 6）
- 肱川支所市民福祉課  
☎ 34 2 3 1 1（内線 2 2 1）
- 河辺支所市民福祉課  
☎ 39 2 1 1 1（内線 1 5 3）

### 【浄化槽規模別の補助限度額】

補助対象となる浄化槽規模		【補助限度額】	
		〈転換〉…単独処理浄化槽または汲み取り便槽から浄化槽にする場合。	〈新築〉…既存建物を取り壊した後、新築する場合を含む。
5人槽	延床面積が160㎡以下のもの	288,000円	222,000円
7人槽	延床面積が160㎡をこえるもの	360,000円	277,000円
10人槽	2世帯住宅（浴室および台所が2つあり、独立して生活）	476,000円	367,000円

※既存施設が単独処理浄化槽で、増・改築により人槽の増を伴う場合は、新築扱いとなります。

※今回記載した補助限度額は予定額であり、補助額は平成21年4月1日の事業開始日に決定します。

## 愛媛県計量検定所からのお知らせ

「特定計量器（はかり）」の定期検査を次の日程で実施します。

取引または証明に「はかり」を使用されている人は、2年に1度の定期検査が計量法により義務付けられています。合格シールのない「はかり」は原則として商取引などには使用できません。次のいずれの会場でも受け付けできますので、必ず受検してください。

なお、ヘルスメーター、キッチンスケールなどを家庭内で使用している場合は、検査の必要はありません。

### 【問い合わせ先】

市役所商工観光課商工観光第1係  
☎ 24 2 1 1 1（内線 5 3 5）  
または各支所総務商工課  
愛媛県計量検定所 ☎ 0 8 9 ・ 9 4 7 ・ 4 0 0 1

### 計量器の定期検査日程

月 日	時 間	場 所
10月8日(水)	10:00～11:30	櫛生連絡所
	13:00～15:00	白滝連絡所
10月9日(木)	10:00～15:00	大洲市役所長浜支所
10月10日(金)	10:00～11:30	八多喜連絡所
	13:30～15:00	愛媛たいき農協上須戒支所
10月14日(火)	10:00～12:00	菅田連絡所
	13:30～15:00	新谷連絡所
10月15日(水)	11:00～14:00	河辺基幹集落センター
10月16日(木)	10:30～15:00	大洲市役所肱川支所
10月17日(金)	10:00～15:00	大洲市民会館
10月20日(月)	10:00～15:00	大洲市総合福祉センター